

鴨川市補助金等の見直し に関するガイドライン

平成 21 年 6 月作成
令和 3 年 10 月改訂
令和 5 年 7 月改訂

鴨川市

第1 はじめに

平成17年2月の市町合併の後、本市が支出する補助金等に関しては、「鴨川市補助金等に関する基本指針」や「鴨川市補助金等の見直しに関するガイドライン」を策定し、交付基準及び見直し基準を明確化することで、限られた財源の有効活用を図るとともに適正かつ効果的な運用に取り組んできました。

また、本市の財政状況が厳しさを増したことを受け、合併団体として構築、実施してきた事務事業を見直し、現在の本市の規模に適した、身の丈にあった事務事業に再構築することにより、財政の健全化を図るべく「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、補助金等の見直しも含め、取組を進めてきたところです。

この結果、歳出削減の効果は着実に現れているものの、本市の財政は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、本ガイドラインに基づいて、補助金等の定期的な評価・見直しを実施することにより、適正な運用を図ることとします。

第2 現状と課題

本市が各種団体や市民に対して支出する補助金等は、行政サービスを補完する公共サービスの誘導や公益的な市民活動を活性化するなど、本市の施策を展開するうえで重要な役割を担っており、今後も有効な手段の一つとなります。

本市の補助金等交付に当たっては、「鴨川市補助金等交付規則」に基づき、それぞれ個別の補助金等に関する要綱等を制定し、交付申請及び実績報告などの事務手続きを行うこととしており、補助金等の交付に係る公益性の捉え方、行政との役割分担、補助率等の妥当性などについては、「鴨川市補助金等の見直しに関するガイドライン」に基づき運用してきました。

平成29年度からは行政事業レビューを導入し、事業シートを活用した予算事業の検証に取り組むとともに、歳出予算削減に主眼をおいた庁内仕分けを採り入れることで、事業効果の検証と実行性の担保を図ってきたところです。

その庁内仕分け等を通じ、交付決定等の申請過程での審査が形骸化していることや補助要綱の整備不足により補助対象が不分明となっていることなど、補助金等の執行に際して、改めて課題が表面化しました。

補助金等は、ひとたび予算化されたとしても、将来に亘る公益性や妥当性が確保されているわけではなく、当該対象事業の効果検証も十分に行われないうまま、長期に継続して交付される事例や不適切な経費が対象事業費に含まれる事案も未だに見受けられます。

補助金等の財源は、広く市民からの税等で賄われていることから、補助金等の交付自体にその必要性や公益性が認められるものであるかどうかなど、抜本的な検証を実施し、時代に即した見直しを継続して行うことが求められます。

以上のことを踏まえ、補助金等の交付に関する問題点や課題を整理すると概ね以下のとおりであると考えられます。

- ① 交付要綱が未整備であることや補助対象範囲の規定に曖昧さが見られることにより、補助金等の交付判断において客観性が不足してしまう。
- ② 補助金等の支給が長期に亘ることで、既得権化し、社会経済情勢が大きく変容する中であって公平性が失われつつある。
加えて、補助対象団体において補助金への依存体質が強まり、結果的に自らの財源捻出や会費徴収などの自助努力や自立意識を阻害してしまう。
- ③ 補助対象団体に多額の繰越金や剰余金が認められる事例がある。
- ④ 行政側において、補助金の使途が真に目的に適ったものであるかなど、公益性や必要性も含めて効果の検証が疎かになっているものがある。
- ⑤ 補助対象団体の事務局を行政側が長期に亘り担っているものがある。

第3 補助金等の見直し方針

1 見直しの対象

本ガイドラインによる見直しの対象は、歳出予算科目における、18節「負担金、補助及び交付金」のうち、細節「補助金」及び「交付金」とします。

また、法令や他団体との取り決め等により市が負担する細節「負担金」については、市が義務的に支出するものであることから、原則見直しの対象外としますが、法令外負担金等その性質が補助金等に類似するものについては、見直しの対象に含めます。

2 見直しの視点

現在、本市が交付している補助金等は、その時々々の公益上の必要性から創設されたものではありませんが、昨今の社会経済情勢の大きな変化の中で、その必要性の度合いも時代とともに変化しています。

このため、補助金を引き続き交付していくことについて、その必要性や公益性などを再評価し、定期的な見直しを行うこととします。

また、恒常的に交付している補助金、既に所期の目的を達成したと認められる補助金、縮小、廃止又は統合等が可能な補助金等について、積極的な見直しを推進することで、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効活用を図ります。

3 見直しに当たっての重点項目

(1) 補助金交付要綱等の整備

補助金等の交付に当たっては、その目的や内容等を明確にし、補助金等の存廃や使途について適正に評価・判断するため、要綱等の制定を必須とし、制定済みであっても補助対象範囲等が不明確な要綱等については改正を進めることとします。

また、終期の到来等により要綱等を更新する場合についても、本ガイドラインに照

らして、その目的や効果を再検証するものとします。

(2) 終期の設定

補助金等の交付が長期間に亘る場合、既得権化や補助金等への依存体質などの様々な弊害が生じてきます。そのため、見直しを適宜行うとともに、その終期を設定する必要があります。

したがって、新たに補助金等を交付する場合や要綱等を改正する場合には、必ず終期を設定するものとし、原則として3年以内とします。

(3) 事業費補助金等への移行

補助金等は、本来、特定の事業執行を対象に交付されるべきであり、補助の効果や必要性を明確にするため、団体の運営に係る補助金は、補助対象範囲を明確にしたうえで、事業費補助金へ移行を図ること等により減額・廃止していくこととします。

ただし、以下の条件を全て満たす場合には、団体運営費補助金を継続可能とします。

- ① 補助対象団体の活動による効果が広く市民に及ぶ場合
- ② 補助対象団体の活動が市民生活に必要不可欠である場合
- ③ 事業費補助金に移行することにより著しく公益を損なう可能性が高い場合

その際は、補助目的や補助対象経費、補助率、制度の終期を交付要綱等に明確に規定するとともに、交付団体に対して効率的な運営を求めることとします。

また、団体設立時などの初期段階や当該団体の運営基盤が脆弱なこと等による団体運営費補助金についても、本市の施策である市民等との「協働」に向けたパートナー育成の観点から、補助が必要と判断される場合に限り、上記のとおり交付要綱等を定めたいと交付するものとします。

事業費補助金、団体運営費補助金のいずれにおいても、その交付に当たっては、真に行政による資金的支援が必要かどうか判断していくものとします。

(4) 補助率の上限の設定

補助金等は、補助対象事業の公益性に着目して、市が事業実施主体に対し補完的に交付するものであることから、補助率は真にやむを得ない場合を除き2分の1を上限とします。

既存の補助金等の補助率が2分の1を超えている場合にあっては、段階的に補助率を縮減し、原則として2分の1以下に引き下げるものとします。

※ なお、補助対象団体の実施する事業が、本来、市が主体となって実施すべき行政の代替としての性質を有している場合には、事業内容に即して、補助事業から委託事業へ切り替えるなど、施策目的の実現にとって補助事業とすることが最適である

かを検証するものとします。

(5) 実績報告書等における検証

補助金等の実績報告書（当該報告書に添付される事業実績書、収支計算書その他事業の実施に関する資料を含む。）の審査に当たっては、特に次の点に留意しながらその内容等を検証し、不適切と判断される事項の是正など、当該補助金等の所管課において所要の措置を講じるものとします。

① 事業の進捗及び竣工状況

② 事業の効果又は成果の達成度

③ 補助金等使途の妥当性

慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費及びその他
公金充当が不適当と判断される経費のチェック

④ 決算剰余金（翌年度繰越金）の有無及びその額

⑤ 会費や協賛金の徴収の有無及び補助対象団体等の収入に占める割合

(6) 多額の繰越金がある場合の取扱い

補助対象団体等において、多額の繰越金がある場合は、合理的な理由がない限り、補助金等の一部又は全部を停止するものとします。

※ 当年度の予算は、過去の決算や実績等に基づき措置されています。このため、予算措置された額をそのまま交付するのではなく、繰越金等の額や事業の実施状況について実態把握を行い、必要に応じて、一部を停止するなどの措置を検討するものとします。

(7) その他

① 国・県等の補助対象事業であっても、市単独で上乗せ、横出しを行っている場合の当該市単独分については、まずは本市の役割分担を明確化し、本市の施策との整合やその必要性を十分に検証するものとします。

当該補助金については、国・県等の補助期間終了とともに、本市単独分についても廃止すべきものと考えます。

② 事業者等の借入金に対する利子補給金等は、金利動向に応じた補助率を改めて検証するものとします。

③ 補助金等の額が相対的に小さく、その効果が見えにくいものや長期間に亘って漫然と支出されているような小額補助金等については、原則として廃止を検討するものとします。ただし、補助金等の額が小額であっても、その有効性や必要性が高いケースもあるため、個別の十分な検証が必要です。

なお、ここでの小額補助金とは、1件の補助金等の額が3万円未満であるもの、

又は当該補助団体等の総事業費に占める補助金等の割合が５％に満たないものを
いいます。

第４ 補助金等の見直しに関する基準等

補助金等の支出は、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」ことを法的根拠として行っており、公益上必要かどうかの判断は、客観的な妥当性があるものでなければなりません。

当初は公益性があっても、年数の経過とともに、公益性が乏しくなる補助金等が生じることとは自明のことであり、現下の厳しい財政状況下において、見直すべきは原則に従って見直し、新たに必要となったものや継続が必要なものについては十分な精査のうえに制度化するといったバランスをしっかりと持って見直しを進めることが重要です。

このため、本市における補助金等の見直しに関する審査基準を次のとおり定め、補助金等の終期となる年度（終期の定められていない補助金等については３年毎）に、この基準に基づいて今後の方向性（継続、要改善、縮小・廃止）を検証するものとします。

また、地方自治法第 2 条第 14 項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、補助金等の執行に際しても費用対効果の検証は必須です。

したがって、終期に当たらない年度についても、毎年度、本基準による検証を行い、補助金等の適正な執行を図ることとします。

補助金等の見直しに関する審査基準（基本的視点）

項目		審査基準
公共性	必要性	①市民・団体と行政（市）との役割分担において、補助が真に必要な事業か ②事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか ③総合計画等各種計画に位置づけられた施策や事務事業の達成に向けたものか
	公益性	①不特定多数の利益の実現を図るものか ②客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか ③民間等で類似事業や代替事業等が他になく、市が補助すべき事業等であるか
有効性		①補助目的や金額に見合う効果があると認められるか、または十分に期待できるか ②事業目的を達成するため、委託や直営よりも、補助金という手段が適

	切か ③内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか
公平性	①他の団体や市民との間で公平性は保たれているか ②交付先の選定において、手続きを公平・透明に実施しているか ③同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか

補助金等の見直しに関する審査基準（財政的視点・その他）

項目	審査基準
財政的視点	①補助目的・対象経費等を要綱等により明確に規定しているか ②積算基準が明確であるか（前年踏襲ではないか） ③補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか ④補助金の会計処理及び使途が適切であるか ⑤公益性が低い補助対象外経費が含まれていないか ⑥運営費を除いた事業費に対する補助であるか ⑦継続した繰越金や多額の積立金を有していないか ⑧自主財源等の確保・拡大に努力しているか ⑨他団体への再補助をしていないか ⑩補助金が小額で、事業効果が見えにくくなっているか ⑪補助の終了（廃止）の時期を設定しているか（原則３年） ※⑥～⑨は、団体補助のみ
その他	①事業内容や実績を情報公開しているか

第５ 補助金等の審査・見直しの進め方

補助金等の終期は、原則として開始から３年以内に設定するため、３年を一つの見直しサイクルとします。ただし、終期の設定が３年未満の補助金等については、終期の設定に合わせたサイクルにより見直しを行うものとします。

１ 見直しの手順

（１）補助金等交付審査調書の作成

事業シート作成に合わせて、補助金等交付審査調書（様式１）を作成します。

また、当年度に終期を迎える補助金等については、補助金等交付見直し調書（様式２）を併せて作成します（終期の設定のないものは３年毎に作成。）。

これにより、所管課において補助金等の適正な執行についてチェックするとともに、終期を迎える補助金等について、今後の方向性を検証するものとします。

（２）行政事業レビュー（庁内仕分け）での検証

当年度に終期を迎える補助金等のうち、相対的に金額の大きいものや、交付が長期に亘っているものなど、特に効果検証が必要なものについては、行政事業レビュー（庁内仕分け）の対象事業として選定し、評価を行うものとします。

（３）見直し結果の反映

行政事業レビューの結果を反映し、補助事業を見直す場合は、必ず庁議に諮るものとします。

見直し結果によっては、交付団体等においても事業を見直す必要が生じることが想定されることから、補助金等の目的や交付期間等については、終期到来年度を問わず、丁寧な説明と情報発信を心がけてください。

第６ その他

本ガイドラインについては、補助金の現状や社会経済情勢の変化等を鑑み、必要に応じて修正することとします。

事業番号

令和 年度

様式１ 補助金等交付審査調書（概要説明書）															
補助金等の名称															
予算事業名															
予算科目		款		項		目		担当部署	部署名						
		節		細節					作成者						
補助金等交付の根拠		☐ 法律 ☐ 条例 ☐ 規則 ☐ 要綱 ☐ 債務負担行為等 ☐ その他（ ）													
要綱等の名称															
補助金交付開始年度		年度				事業開始年度				年度					
交付対象者の区分		☐ 民間団体 ☐ 民間企業 ☐ 区・町内会 ☐ 市民(個人) ☐ その他（ ）													
交付対象者 (団体)		住所								交付対象者 (企業・個人)		件数			
		名称													
(※団体補助のみ)		事務局の運営				☐ 団体 ☐ 団体(公共施設内) ☐ 市(担当課)									
		預金通帳等の管理				☐ 団体が管理 ☐ 市(担当課)が管理									
補助対象事業の内容															
補助の目的															
期待される効果															
積算根拠 (補助額の算定方法)															
補助対象経費の内容 (具体的に記入)															
交付先の事業費等	(※団体補助のみ)		R	年度予算		前 3 年 間 決 算 の 推 移	R	年度決算		R	年度決算		R	年度決算	
	収入総額			千円				千円			千円			千円	
	支出総額			千円				千円			千円			千円	
	補助対象経費①			千円				千円			千円			千円	
	補助金交付額②			千円				千円			千円			千円	
	前年度比増減			千円				千円			千円			千円	
	補助率(%) (②/①)			%				%			%			%	
	前年度からの繰越金③			千円				千円			千円			千円	
繰越金対補助金 (③/②)			%			%			%			%			
交付方法		☐ 交付確定後 ☐ 概算交付 <u>繰越金による調整</u> ☐ あり ☐ なし													
市の交付事業費	補助金交付額		R	年度予算			R	年度決算		R	年度決算		R	年度決算	
				千円				千円			千円			千円	
	財源内訳	国庫支出金		千円				千円			千円			千円	
		県支出金		千円				千円			千円			千円	
		地方債		千円				千円			千円			千円	
		その他		千円				千円			千円			千円	
		一般財源		千円				千円			千円			千円	
備考															

補助金等交付審査（兼チェックシート）					
審査基準（検証の視点）					説明
基本的視点	公共性	必要性	①市民・団体と行政（市）との役割分担において、補助が真に必要な事業か ②事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか ③総合計画等各種計画に位置づけられた施策や事務事業の達成に向けたものか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い	
		公益性	①不特定多数の利益の実現を図るものか ②客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか ③民間等で類似事業や代替事業等が他になく、市が補助すべき事業等であるか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い	
	有効性	①補助目的や金額に見合う効果があると認められるか、または十分に期待できるか ②事業目的を達成するため、委託や直営よりも、補助金という手段が適切か ③内容が類似した補助制度や同一事業（団体）への重複補助はないか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い		
	公平性	①他の団体や市民との間で公平性は保たれているか ②交付先の選定において、手続きを公平・透明に実施しているか ③同一事業（団体）へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い		
財政的視点（※は団体補助のみ）	審査基準（検証の視点）		説明		
	1	補助目的・対象経費等を要綱等により明確に規定しているか	☐ はい ☐ いいえ	補助目的・対象経費等を要綱等により明確に規定しているか。	
	2	積算基準が明確であるか（前年踏襲ではないか）	☐ はい ☐ いいえ	補助金の交付対象者及び対象事業の内容・対象経費の内訳が明らかであるか。	
	3	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	☐ はい ☐ いいえ	補助率は1/2以下か。1/2を超える場合は、行政関与の必要性に応じた負担割合になっており、妥当性について明確に説明できるか。	
	4	補助金の会計処理及び使途が適切であるか	☐ はい ☐ いいえ	交付団体等の会計処理及び使途が適切であるか。	
	5	公益性が低い補助対象外経費が含まれていないか	☐ はい ☐ いいえ	慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと。	
	6	※運営費を除いた事業費に対する補助であるか	☐ はい ☐ いいえ	運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を限定し、終期を定め、段階的に廃止し、事業費補助への転換を図ること。	
	7	※継続した繰越金や多額の積立金を有していないか	☐ はい ☐ いいえ	補助金等の額は、決算における繰越金の額と比べて適正であるか。	
	8	※自主財源等の確保・拡大に努力しているか	☐ はい ☐ いいえ	補助事業者（団体等）は、適切な受益者負担を徴収する等、収入確保に努めているか。	
	9	※他団体への再補助をしていないか	☐ はい ☐ いいえ	再補助は、補助金等の使途が不透明になりやすいため、実施のメリットや合理的な理由がない限り、原則として直接補助とすること。	
	10	補助金が小額で、事業効果が見えにくくなってはいないか	☐ はい ☐ いいえ	1件の補助金等の額が3万円未満であるもの、又は当該補助団体等の総事業費に占める補助金等の割合が5%に満たないものではないか。	
その他	11	補助の終了（廃止）の時期を設定しているか（原則3年）	☐ はい ☐ いいえ	終期設定年度 ☐ 終期到来をもって廃止 年度 ☐ 終期到来時に廃止・継続を検討	
	12	事業内容や実績を情報公開しているか	☐ はい ☐ いいえ	補助金制度の情報や事業評価の結果などを、市民に分かりやすい形で公開しているか。	
	所管課としてのコメント（問題点、課題、特記事項など）				

様式 2 補助金等交付見直し調査																
補助金等の名称																
予算事業名																
予算科目		款		項		目		担当部署	部課名							
		節		細節			作成者									
交付対象者の区分		☐ 民間団体 ☐ 民間企業 ☐ 区・町内会 ☐ 市民(個人) ☐ その他（ ）														
交付対象者 (団体)		住所									交付対象者 (企業・個人)					
		名称														
事業の成果概要										累計	合計	0	件			
											R 年度		件			
											R 年度		件			
											R 年度		件			
											R 年度		件			
市の 交付 事業費	R 年度予算		R 年度決算		R 年度決算		R 年度決算		R 年度決算		R 年度決算					
	補助金交付額				千円				千円							
	財源内訳	国庫支出金			千円				千円							
		県支出金			千円				千円							
		地方債			千円				千円							
		その他			千円				千円							
		一般財源			千円				千円							
見直し基準（検証の視点①）												評価の根拠				
基本的視点	公共性	必要性	①市民・団体と行政（市）との役割分担において、補助が真に必要な事業か					☐ 非常に高い (10)								
			②事業目的・内容が明確であり、市民ニーズに込えているか					☐ やや高い (5)								
			③総合計画等各種計画に位置づけられた施策や事務事業の達成に向けたものか					☐ やや低い (1)								
	公共性	公益性	①不特定多数の利益の実現を図るものか					☐ 非常に高い (10)								
②客観的に公益上の必要性が認められ、行政が関与すべきものか					☐ やや高い (5)											
③民間等で類似事業や代替事業等が他になく、市が補助すべき事業等であるか					☐ やや低い (1)											
有効性	①補助目的や金額に見合う効果があると認められるか、または十分に期待できるか					☐ 非常に高い (10)										
	②事業目的を達成するため、委託や直営よりも、補助金という手段が適切か					☐ やや高い (5)										
	③内容が類似した補助制度や同一事業(団体)への重複補助はないか					☐ やや低い (1)										
公平性	①他の団体や市民との間で公平性は保たれているか					☐ 非常に高い (10)										
	②交付先の選定において、手続きを公平・透明に実施しているか					☐ やや高い (5)										
	③同一事業(団体)へ恒常的に支援を継続する場合、必要性、合理性があるか					☐ やや低い (1)										
評価		各視点において①～③の項目 3 つ該当⇒非常に高い、2 つ該当⇒やや高い、1 つ該当⇒やや低いとする。									検証の視点① (点数①)			／40		

見直し基準（検証の視点②）			「いいえ」の場合 ⇒ 具体的理由等			
財政的視点 （※は団体補助のみ）	1	補助金交付要綱等が整備されているか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	2	積算基準が明確であるか（前年踏襲ではないか）	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	3	補助率・補助金額は客観的に見て妥当性があるか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	4	補助金の会計処理及び使途が適切であるか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	5	公益性が低い補助対象外経費が含まれていないか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	6	※運営費を除いた事業費に対する補助であるか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	7	※継続した繰越金や多額の積立金を有していないか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	8	※自主財源等の確保・拡大に努力しているか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	9	※他団体への再補助をしていないか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
その他	10	補助金が小額で、事業効果が見えにくくなってはいないか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
	11	補助の終了（廃止）の時期を設定しているか（原則３年）	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
その他の	12	事業内容や実績を情報公開しているか	☐ はい (5) ☐ いいえ (0)			
評価	個人等の団体補助以外の場合は、※の項目に関しては評価せず、「はい」に該当するものとして点数化する。		検証の視点② （点数②）		/60	
			点数 ①+②		/100	
継続		80点以上	要改善	65点以上～80点未満	縮小・廃止	64点未満
【改善すべき内容】 ☐ 補助額（率） ☐ 補助対象（交付先） ☐ 補助対象経費 ☐ 事業費補助への転換 ☐ 委託等への手法転換 （ ） ☐ その他 （ ）						
【具体的な改善内容】						
【評価と異なる判断をせざる得ない理由及び今後の展望】						